

◆ 目次 ◆

- 1 「倉光総領事からのメッセージ」
- 2 「総領事館からのお知らせ」
- 3 「領事便り」
- 4 「日本関連行事等のお知らせ」
- 5 「ケベック州・大西洋4州政治経済情勢」

\*\*\*\*\*

1 倉光総領事からのメッセージ

今年、カナダ連邦の150周年であるとともに、モンリオール市生誕375周年にあたります。1642年にメヅヌーヴらによってモンリオール島にヴィル・マリーという町が建設されたのがモンリオールの始まりとのことですが、5月17日には、市主催で375周年事業の開幕を祝う行事が盛大に催され、ジャック・カルティエ橋での花火大会やイルミネーションを楽しまれた方も多と思います。

モンリオール市は、こうした記念事業を円滑に実施するため例年にもまして道路整備を進めているとのことです。当初、一連のイベント開始までに終わらせる予定であった工事は、天候不順や労働者のストなどの影響で現在もあちこちで継続中です。モンリオール市民としては、こうしたインフラ整備事業に伴う多少の不便は甘受しなければいけないのかもしれない。

6月に入り、これからは大型イベントが数多く予定されており、それに伴う通行止めにも要注意です。道路工事との相乗効果で、場所によってはかなり深刻な渋滞に見舞われることも覚悟した方がよさそうです。そういう次第で、しばらくの間は、渋滞による遅刻を避けるため、移動を伴うアポイントメントには、早め早めの出発を心がけている今日この頃です。

在モンリオール日本国総領事

倉光 秀彰

2 総領事館からのお知らせ

- (1) 6月、7月の休館日のお知らせ
  - 6月23日(金) Quebec National Holiday
  - 6月30日(金) Canada Day

3 領事便り

- (1) 海外旅行をする子供のための同意書について(注意喚起)

カナダ政府は、海外旅行をする子供のための同意書について注意喚起していますのでお知らせします。

カナダ政府は、子供の親権・監護権を持つ者の一人でも子供の旅行に同伴しない場合、その同伴しない人全員から、その子供が旅行することに同意したことを示す手紙(同意書)を子供に持たせることを強く勧めています。

当地の空港で、同意書がなかったために、速やかに航空機に搭乗できなかった在留邦人の方もいましたのでご注意ください。

カナダの国内法では、父母のいずれもが親権または監護権を有する場合に、または、離婚後も子供の親権を共同で保有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供を連れ去る行為は、重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています（※カナダ：14歳未満の子の連れ去りの場合、10年以下の禁錮刑等を規定（刑法第282・283条））。

例えば、カナダ在住の日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子供を日本に一方的に連れて帰ると、たとえ実の親であってもカナダの刑法に違反することとなり、戻った際に犯罪被疑者として逮捕される場合がありますし、実際に、逮捕されるケースが発生しています。

子供が、一人で、集団で、または親権を持つ親の一方とだけで旅行する場合、子供には、同意書を持たせるようにしてください。

カナダ政府は、必要・状況に応じた同意書が作成できるように、オンライン記入式の同意書フォーム及び同意書の見本を用意しています。

詳細は、以下のカナダ政府ホームページをご参照ください。

カナダ政府ホームページ <http://travel.gc.ca/travelling/children/consent-letter>  
さらに詳しい情報については、カナダ政府ホームページの「子供と旅行」のページをご参照ください。

<http://travel.gc.ca/travelling/children/children-travel>

### （2）カナダ国籍保持者のカナダ旅券取得義務化について（注意喚起）

カナダでは、カナダ国籍とその他の国籍を併せ持つ重国籍者が空路でカナダに入国する場合、当該航空機に搭乗する際に有効なカナダ旅券の携帯が必要です。

カナダ移民局は、外国への出入国のためにカナダ旅券以外の旅券を携帯することが必要な重国籍者に対して、その旅券とカナダ旅券の両方を携帯するよう同局ホームページで案内しています。

カナダ生まれでカナダ国籍を併せ持つ未成年の方にも適用されますので、ご注意ください。なお、カナダ旅券を所持していないが、早急にカナダに出入国する必要がある重国籍者に対しては、カナダ入国特別許可の申請方法（オンライン）が説明されていますのでご確認ください。

本件に関する詳細は、カナダ移民局のホームページをご参照ください。

<http://www.cic.gc.ca/english/visit/dual-canadian-citizens.asp>（英語）

<http://www.cic.gc.ca/francais/visiter/double-citoyens-canadiens.asp>（仏語）

（ご参考）日本においても同様に、外国籍を保持する日本人は、日本国旅券と外国旅券の2冊を携行して、日本人として出入国することになっています。

### （3）永住者カードの更新について（注意喚起）

カナダ政府によると、カナダの永住権をお持ちの方が、国外からカナダに、航空機、船、列車、バス等で再入国される場合、有効な永住者カード（Permanent Resident Card（PRカード））が必要です。最近、PRカードの有効期限が切れていたことで、航空機の搭乗を拒否されたケースも出ていますのでご注意ください。

万が一、国外でPRカードを紛失した場合、カナダ再入国前に、滞在国のカナダ大使館等で、永住者用渡航文書（PRTD：Permanent Resident Travel Document：カナダ永住権があることを証明する書類）を取得する必要があります。詳しくは、以下のカナダ移民局のホームページをご参照ください。

カナダにおける永住権をお持ちの方で、有効なPRカードをお持ちでなく、カナダ国外に出て、カナダに再入国する予定のある方は、速やかにPRカードの更新手続きを行ってください。PRカードの更新手続きは、現在2か月以上かかっていますので、早めの手続きをお勧めします。

また、当館領事窓口では、パスポート・ビザ・証明書の申請及び戸籍の届出のために来館された方に、カナダにおける有効な滞在資格証明証をご提示いただいています。カナダの永住権をお持ちの方には、PRカードの提示をお願いしています。当館に各種申請のご予定がある方でPRカードの有効期限が切れてしまった方は、申請及び届出を受け付けられない場合もございますので、速やかにPRカードの更新手続きを行ってください。

「カナダ国外でPRカードをなくしたら」(カナダ移民局ホームページ)

<http://www.cic.gc.ca/francais/centre-aide/reponse.asp?q=064&t=10> (仏語)

<http://www.cic.gc.ca/english/helpcentre/answer.asp?q=064&t=10> (英語)

#### (4) 領事出張サービスのご案内(ハリファックス, ケベック市, セント・ジョンズ)

当館では、モントリオールから離れた地域にお住まいの皆様のために、領事出張サービスを実施しています。9月には、9日にノバスコシア州ハリファックスで、23日にケベック州ケベック市で、30日にニューファンドランド・ラブラドール州セント・ジョンズで、領事出張サービスを実施します。

パスポートや各種証明書の申請・交付、戸籍関係書類の届出、在外選挙人名簿登録申請、その他領事相談等がございましたら、是非この機会をご利用ください。

領事出張サービスの日時、会場は以下のとおりです。

領事出張サービスは、予約制となっていますので、ご利用を希望される方はあらかじめ当館領事班までご連絡ください。

領事出張サービスに関する詳細は当館ホームページをご覧ください。

#### ア ハリファックス領事出張サービス(申込締切: 8月25日(金))

○日時: 9月9日(土) 10時00分~15時00分

○場所: Halifax Central Library (RBC Learning Centre (3rd Floor))

住所: 5440 Spring Garden Road, Halifax, NS, B3J 1E9

TEL: 902-490-5700

ハリファックス領事出張サービス

[http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular/oneday\\_NS\\_20170909.html](http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular/oneday_NS_20170909.html)

#### イ ケベック市領事出張サービス(申込締切: 9月8日(金))

(ケベック日本語センターのご協力を得て、東部ケベック研修センターで実施します。)

○日時: 9月23日(土) 10時00分~15時00分

○場所: Centre de formation Eastern Quebec

住所: 3005 Rue William-Stuart, Quebec, QC G1W 1V4

ケベック市領事出張サービス

[http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular/oneday\\_QC\\_20170923.html](http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular/oneday_QC_20170923.html)

#### ウ セント・ジョンズ領事出張サービス(申込締切: 9月15日(金))

(ニューファンドランド日本人会のご協力を得て、メモリアル大学で実施します。)

○日時: 9月30日(土) 10時00分~15時00分

○場所: Memorial University of Newfoundland

Bruneau Centre for Research & Innovation

Beatrice Watts Boardroom (Room IIC-2014)

住所: Elizabeth Ave, St John's, NL A1B 1T5

セント・ジョンズ領事出張サービス

[http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular/oneday\\_NL\\_20170930.html](http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/jp/consular/oneday_NL_20170930.html)

領事出張サービスに関するご照会は、当館領事班にお問合せください。（電話：514-866-3429（代）、E-mail：[consul@mt.mofa.go.jp](mailto:consul@mt.mofa.go.jp)）

（５）ジャパン・レール・パスの購入について（お知らせ）

6月1日から、JRグループが販売しているジャパン・レール・パス（日本を観光目的で訪れる外国人を対象とした特別企画乗車券（周遊券））を、「日本国旅券及び『外国の在留期間が連続して10年以上であることが確認できる書類で、在外公館で取得したもの等』を有する在留邦人の方」は購入できることになりましたのでお知らせします。

当該在留邦人の方は、以下の書類のいずれかでJRPの購入が可能です。

ア カナダの永住者カード（PRカード）

イ 在留届の写し（ご本人の当館領事窓口での申請が必要です。）（手数料無料）

現在お届けの在留届の確認を行うため、（ア）住所を確認できる書類、（イ）日本国旅券、（ウ）カナダの滞在資格証明証をご持参ください。

ウ 在留証明（ご本人の当館領事窓口での申請が必要です。）（手数料14カナダドル）

（ア）当地に10年間連続して在住していることを確認できる書類、（イ）日本国旅券、

（ウ）カナダの滞在許可証明証をご持参ください。

詳細は、ジャパン・レール・パスのホームページをご覧ください。

[http://japanrailpass.net/about\\_jrp.html](http://japanrailpass.net/about_jrp.html)

（６）「トラステイド・トラベラー・プログラム」に関するご案内

法務省入国管理局から、「トラステイド・トラベラー・プログラム」の案内がありましたので、在留邦人の皆様にもご参考までお知らせいたします。

「トラステイド・トラベラー・プログラムがスタート」（法務省入国管理局）

<http://www.immi-moj.go.jp/ttp2/outline/index.html>

（７）安全対策：置き引きや車上狙いなど盗難事件に関する注意喚起

サマーシーズンに入り、当地においては、モントリオール国際ジャズフェスティバルを始めとする各種イベントの開催が予定されていますが、この時期には旅行客の増加に伴い、スリや置き引き、車上狙いといった盗難事件の発生が例年多く報告されています。

そのため、滞在中は以下の点に注意して下さい。

● レストランではカバンを背もたれや足下に置かず、常に視界の中に入れておく。

● タクシー内でも荷物を膝に置く等、忘れ物がないよう常に注意する。

● 車の中に貴重品やバッグを放置しない。

繁華街の有料駐車場においても、白昼に車上狙いが発生しています。自動車を利用される方は、管理人が常駐しているなどしっかり管理されている駐車場や周囲からの見通しのよい駐車場を選んで下さい。また、身に危険を感じた場合は、大声で周囲に知らせるとともに、「911（日本の110番に相当）」で警察を呼んで下さい。

（８）安全対策：学校弁当における食物アレルギーへの注意喚起

これまでモントリオール教育委員会（CSDM）では、学校に持ち込む弁当に使用される食材に関し、アレルギー性食品（卵、牛乳、ピーナッツ、キウイ等）が混入されることのないよう学校側での規制を義務付けていましたが、昨年12月から同規制は撤廃され、自由に食材を選ぶ

ことができるようになっていきます。そのため、食物アレルギーをお持ちのお子様のいるご家庭では、学校での弁当のシェア等にご注意ください。

また今後、他市町村の教育委員会でも同様の規制撤廃が行われる可能性もあることから、他地域にお住まいの方々も管轄学校に確認する等ご注意願います。

#### 4 日本関連行事等のお知らせ

当館では、日本関連行事に関する情報を随時募集しております。皆様御自身が実施される日本関連行事のほか、知り合いの方についての情報を ([emagazine@mt.mofa.go.jp](mailto:emagazine@mt.mofa.go.jp)) までお知らせください。毎月末までに原稿をいただければ翌月のメールマガジンに掲載することができます。ホームページへの掲載は随時行います。

\*以下の日本関連行事は、必ずしも当館が共催、後援、保証している行事ではありません。また、同行事にて表明される意見等は日本国政府の公式見解とは異なる内容を含み得ます。行事詳細については、各主催団体へ直接お問い合わせください。

\*外部のサイトへのリンクは、あくまでも皆様への御参考情報です。外部のサイトに掲載されている内容や信頼性に関しましては、当館は一切責任を負いませんので御了承ください。

##### (1) 新着情報

ア モントリオール市立植物園日本館・日本庭園のイベント (植物園入園料がかかります。)

場所：モントリオール市立植物園日本館・日本庭園

4101 rue Sherbrooke Est, Montreal

問合せ先：514-872-0607

(ア) 屏風展「The Beauty of Space: Alejandro Bertolo's Folding Screens」

期間：5月15日(月)～10月31日(火) 10時～18時

<http://calendrier.espacepouurlavie.ca/the-beauty-of-space-alejandro-bertolos-folding-screens-742233>

(イ) ガイド付き茶庭ツアー

期間：5月20日(土)～9月4日(月)

毎土曜・日曜：11時～16時 (所要15～20分)

<http://calendrier.espacepouurlavie.ca/guided-tours-of-the-tea-garden-766847>

(ウ) 裏千家淡交会モントリオール支部による茶道デモンストレーション

(別途料金がかかります。)

期間：6月24日(土)～9月2日(土)

毎土曜：13時半及び15時 (所要45分)

<http://calendrier.espacepouurlavie.ca/tea-ceremony-766912>

(エ) 折り紙ワークショップ

期間：6月24日(土)～9月2日(土)

毎土曜：14時～16時 (所要5～15分)

<http://calendrier.espacepouurlavie.ca/origami-767107>

(オ) All about Japanese Koi Carp (鯉に関するイベント)

日時：7月22日(土) 10時～16時半 (雨天の場合翌日に順延)

<http://calendrier.espacepouurlavie.ca/all-about-japanese-koi-carp-767129>

#### イ Celebration 15th Anniversary of Asian Canadian Women Artists

日本人を含むアジア系女性芸術家による作品展です。

日時：6月8日(木)～7月9日(日)

場所：Musée des maîtres et artisans du Québec 615, avenue Sainte-Croix, Montreal

詳細はこちらからご確認ください。

<http://www.mmaq.qc.ca/en/celebration-15th-anniversary-of-asian-canadian-women-artists>

ウ コンサート「Gordon Grdina's Haram + Kaze」

藤井郷子（日・ピアノ）、田村夏樹（日・トランペット）、Christian Pruvost（仏・トランペット）、Peter Orins（仏・ドラム）の日仏カルテット Kaze が出演します。

日時：6月20日（火）20時

場所：La Sala Rossa

4848 St-Laurent, Montreal

詳細はこちらからご確認ください。

<https://www.lfttkt.com/tickets/lfttkt-casa-1491507730-19918>

エ 折り紙展「L'origami sous tous ses plis」

期間：6月20日（火）～12月17日（金）

場所：Villa Bagatelle

1563, chemin Saint-Louis, Quebec

詳細はこちらからご確認ください。

<http://www.maisonsdupatrimoine.com/fr/expositions.html>

オ 2017 DiverseCity Multicultural Festivals (PEI)

プリンスエドワードアイランド州で毎夏行なわれている異文化交流フェスティバルです。今年には地元の日本人学生が中心となり、ソーラン節や盆踊りの披露、また、折り紙、ヨーヨー釣り等が体験できる日本ブースの出展が行なわれます。

日時：6月25日（日）14時～22時—Charlottetown

7月16日（日）14時～22時—Montague

7月30日（日）14時～22時—Summerside

詳細はこちらから御確認ください。

[http://www.peianc.com/content/page/community\\_diversecity](http://www.peianc.com/content/page/community_diversecity)

カ モントリオール国際ジャズフェスティバル

日本からのアーティストも出演します。

期間：6月28日（水）～7月8日（土）

詳細はこちらから御確認ください。

<http://www.montrealjazzfest.com/>

キ ELEKTRA Festival 2017

デジタル・アート・フェスティバルに日本人アーティスト平川紀道氏の作品も展示されます。

期間：6月28日（水）・29日（木）

場所：Usine C

1345 Av. Lalonde, Montreal

詳細はこちらから御確認ください。

<https://www.facebook.com/events/645551958967036>

ク 1001 Pots

今年で29周年を迎える「1001 Pots」で、当地在住陶芸家の間由加里氏の作品の展示・販売が行われます。



期間：7月7日（金）～8月13日（日）  
月曜～日曜：10時～18時  
（7月7日は12時から、8月13日は17時まで）  
オープニング：7月7日（金）19時～22時  
場所：2435 Rue de l' Eglise, Val-David  
入場料：2ドル  
詳細はこちらからご確認ください。 <http://www.1001pots.com/>

ケ ファンタジア国際映画祭  
日本映画も多数上映されます。  
期間：7月13日（木）～8月2日（水）  
詳細はこちらから御確認ください。  
<http://www.fantasiafestival.com/home/fr/>

（2）既にお知らせしている情報  
ア 展示「Besides, History: Go Hasegawa, Kersten Geers, David Van Severen」  
日本人建築家長谷川豪氏を含む共同展示が行なわれます。  
期間：5月10日（水）～10月15日（日）  
場所：Canadian Centre for Architecture, Main galleries 1920, rue Baile, Montreal  
詳細はこちらからご確認ください。  
<http://www.cca.qc.ca/en/events/49014/besides-history-go-hasegawa-kersten-geers-david-van-severen>

イ 小劇場「Pluck'd」（Festival Saint-Ambroise Fringe de Montreal）  
出演：Mercedeh Baroque, Edward Wong, 安原嘉代, 脚本：Ke Xin Li, 演出 Sophie Gee  
日時：6月8日（木）21時45分, 10日（土）18時45分, 13日（火）20時,  
15日（木）11時30分, 16日（金）14時45分, 17日（土）19時  
場所：The Mainline Theater  
3997 St-Laurent, Montreal  
詳細はこちらからご確認ください。  
<http://www.montrealfringe.ca>

ウ 第3回ウェストマウント室内楽ワークショップ  
ヴァイオリニスト白石茉奈氏ほか、ピアノ、ヴィオラ、チェロ、コントラバス奏者5名の講師陣による室内楽ワークショップが開催されます。講師陣、参加者によるコンサートも行われます。現在、ピアノと弦楽器奏者を対象に参加者を募集しています。  
期間：6月30日（金）～7月9日（日）  
詳細はこちらからご確認ください。 <https://wchambermusicw.wordpress.com>  
問合せ先：[wchambermusicw@gmail.com](mailto:wchambermusicw@gmail.com) または 514-621-6885（白石）

5 ケベック州・大西洋4州政治経済情勢  
最近のケベック州・大西洋4州における政治・社会動向について主要なものを御参考まで御紹介いたします。

1 政治  
（1）QC州

- ・ 5日、モンリオール市及びラバル市における洪水被害に関し、両市は48時間の緊急事態宣言を発表。ケベック州政府は軍に介入を求めた。
- ・ 5日、連邦政府は、モンリオールに開発金融機関（Institut de financement du développement）の設置を発表。同機関は、民間企業が行う持続的な発展に係る開発計画に対して融資を行う予定。
- ・ 17日、モンリオール市創設375周年式典が開催。トルドー首相、クイヤール州首相も出席。
- ・ 17日、ケベック州政府は、洪水被害者に対して総額3億5千万加ドルの見舞金が支払われる予定と表明。見舞金の半分は連邦政府から拠出される予定。
- ・ 18日～25日、クイヤール首相のイスラエル訪問。ケベック州首相として初のイスラエル公式訪問となる。21日には、ハムダラー・パレスチナ自治政府首相との、25日にはネタニヤフ・イスラエル首相との会談を実施。ボンバルディア、エア・カナダ、エア・トランスアット、イドロ・ケベック、ユビソフト等のケベック州産業界及び大学関係者計100名以上が同訪問に同行した。
- ・ 21日、ケベック連帯は、党会合の場で、2018年の州議会選挙に向けたケベック党とのいかなる連携も拒否する決議を採択した。これに対しリゼ・ケベック党党首は同決議に深く失望したとコメント。
- ・ 29日、ケベック連帯前共同代表であるダビッド議員の辞職によって実施されたゴーイン（Gouin）地区の補欠選挙において、ケベック連帯のガブリエル・ナドー＝デュボワ氏（Mr. Gabriel Nadeau-Dubois）が69%の得票率を得て当選。同補欠選挙にはケベック党は候補者を擁立せず。
- ・ 15日～18日に行われた Leger 社による州議会選挙投票先に関する世論調査結果によると、ケベック自由党（31%）、ケベック未来連合（26%）、ケベック党（23%）、ケベック連帯（13%）、その他（6%）の順。ケベック未来連合の支持率がケベック党のそれを上回ったことが注目された。

## （2）大西洋州全般

- ・ 17日～19日にかけて、大西洋諸州から約30の自治体首長がPEI州サマーサイドに集まり、大西洋州首長会議が開催。起業支援、観光、都市計画等の様々な課題について意見交換が交わされた。

## （3）PEI州

- ・ 1日、フレーバータバコの州内における販売が禁止される。

## （4）NS州

- ・ 23日、ハリファックス市議会は、市議会議員の給与をNS州の平均給与額にリンクさせる新たな給与法案を採択。11月から適用される。
- ・ 30日、NS州議会総選挙が実施。ノバスコシア自由党が議席を大きく減らしたものの、過半数を1議席上回る27議席を獲得し、単独政権を維持。

## （5）NB州

- ・ 3日、カナダ統計局が発表した2016年国勢調査によると、NB州における65歳以上の人口の割合は19.92%であり、カナダにおいて最も高い数値となった。

## 2 経済

### （1）QC州

- ・ 2日、エクスポートエーション・デベロップメント・カナダ（Exportation et développement Canada）によると、ケベック州の輸出は、2017年は5%増、2018年は7%増と見込ま



れている。これは航空宇宙産業の好調によるものであり、同産業は、2017年は4%、2018年は18%の成長が予想されている。

・5日、ケベック州政府は生命科学分野における成長戦略を発表。同戦略により、ケベック州は、2027年までに生命科学分野の北米における5大拠点の一つとなることを目指す（ケベック州は現在北米で10位とされている）。同戦略によれば、ケベック州は今後5年間で2億5千万加ドルの投資を行い、2022年までに民間からの5億加ドルの追加融資を取り付ける予定。ケベック州によれば、生命科学分野の2014年の企業数は630社、雇用者数は3万8千人であり、56億加ドルの産業規模を有している。

・5日、ケベック州政府は、マクドナルド・デットワイラー&アソシエイツ社の次世代衛星システム開発計画に対して最大4千8百万加ドルの支援を行う旨発表。

・15日、クイヤール州首相は、人工知能（AI）産業クラスター設置に向けた専門家会議の実施を表明。同会議のメンバーには、ギー・ブルトン・モントリオール大学学長等の12名が選出。

・18日、ボーイング社は、米国国際商務委員会（ITC）に対し、Cシリーズ航空機に相殺関税を課すことを要求。ボーイング社の弁護士は、ボンバルディア社が10億米ドルもの補助金をケベック州政府から受け取っていると非難した。

・22日、イドロ・ケベックは、イスラエル国営電力会社との間で、情報保護に関する協定に署名。今後、同社との間で情報交換やサイバー・セキュリティの強化に係る方策が取られていく予定。

・24日、労働条件等を不服として、ケベック州の建設作業員約17万5千人がストライキに突入。これに対し、ケベック州政府は作業員の賃上げと継続交渉を命じる特別法を30日に採択し、同ストライキを終わらせた。

・25日、ケベック州とイスラエルは、人工知能（AI）・ビッグデータ分野で協力を行うことに合意。

・25日、トヨタは6月1日からプリウスをカナダ他州に先駆けてケベック州で販売することを発表。

・29日、カナダ産業審議会は、2017年のケベック州の州内総生産の伸び率は1.7%との予測を発表。

#### （2）大西洋州全般

・5日、PEI、NS及びNB州の畜産農家によって構成される沿岸州畜産農家評議会が畜産に係る10か年計画を発表。2027年までに肉牛の生産を現在から2万頭増やす。

#### （3）NL州

・29日、資源大手のハスキー社は、ニューファンドランド島東方沖350キロメートルにあるウェスト・ホワイト・ローズ油田に原油開発用プラットフォームを設置する予定である旨発表。費用は22億加ドルであり、2022年までの稼働を目指す。

#### （4）PEI州

・10日、ホームセンター大手のカナディアン・タイヤ社が、シャーロットタウンに拠点を置く調理器具メーカーのパディノックスの買収を発表。

・12日、ノーサンバーランド海峡における海底ケーブル敷設工事が完了。新たなケーブル敷設により、州内の電力量は約2倍に増える見込み。

#### （5）NS州

・10日、ハリファックス市に拠点を持つDHXメディアが、スヌーピーで有名な「ザ・ピーナッツ」のキャラクターと漫画の権利を3億4千5百万加ドルで取得。

#### （6）NB州

・17日、NB州政府は、NBパワー（公社）との合弁会社「ニューブランズウィック・エナジーソリューションズ・コーポレーション」の設立を発表。同州のエネルギ-の新たな輸出先の開拓を目的とする予定。

-----  
[在モンテリオール総領事館メールマガジン]

○このメールマガジンは送信専用アドレスから送信されています。本メールあてに直接返信なされないようお願いいたします。本メールマガジンに関する御意見・御要望は以下のメールアドレスあてに送信してください。 [emagazine@mt.mofa.go.jp](mailto:emagazine@mt.mofa.go.jp)

○配信中止・配信先変更を希望される方は、「配信中止（又は登録解除）」、「配信先変更」を希望する旨明記の上、 [emagazine@mt.mofa.go.jp](mailto:emagazine@mt.mofa.go.jp) まで御連絡願います。登録完了後に確認のメールが届きます。

ただし、在モンテリオール総領事館ホームページ内の読者登録ページから登録を行った方は、同ページ内の、「利用者情報の変更／削除」から同様の手続きが行えますので、そちらを御利用ください。

○バックナンバーの閲覧は、以下のホームページからお願いいたします。

[http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○参考ホームページ

首相官邸ホームページ（[www.kantei.go.jp](http://www.kantei.go.jp)）

外務省ホームページ（[www.mofa.go.jp/mofaj/](http://www.mofa.go.jp/mofaj/)）

在カナダ大使館ホームページ（[www.ca.emb-japan.go.jp](http://www.ca.emb-japan.go.jp)）

当館ホームページ（[http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)）

当館 Facebook（[www.facebook.com/JapanConsMontreal](http://www.facebook.com/JapanConsMontreal)）

○発行：在モンテリオール日本国総領事館

（Consulate General of Japan in Montreal）

1 Place Ville Marie, Suite 3333,

Montreal, Quebec, H3B 3N2, Canada）

○本メールマガジンからの転載を希望する場合は総領事館メールマガジン担当

（[emagazine@mt.mofa.go.jp](mailto:emagazine@mt.mofa.go.jp)）まで御相談ください。

■-----■